

自治会活動への支援に関する各種事業について（令和 8 年度から）

「地域が設置した防犯カメラの公設化」について（令和 8 年度当初予算案として市議会へ提案中）

【概要】

補助金を活用して設置した地域の防犯カメラを更新し、本市が運用及び維持管理します。

【スケジュール】

- ・令和 8 年度 440 台（予定）
- ・令和 9 年度 517 台（予定）

※令和 8 年度の公設化対象は、平成 28 年以前設置分。

【既存防犯カメラの取り扱い】

費用負担を含めた撤去に係る取り決めについて、市と各校区自治連合会で令和 8 年の夏頃を目途に協定を締結する予定です。協定締結にあたっては、校区毎に対応させていただきます。

「地域会館大規模改修補助金」の見直しについて

【概要】

令和 8 年度から「地域会館大規模改修補助金」について、以下のとおり見直します。

<現行>

「地域会館大規模改修補助金」の交付を受けて大規模改修工事を実施した後、10 年を経過した後でなければ次回の補助金申請ができない。

（例）令和 8 年度 10 月に補助金交付（上限 600 万円）

→令和 18 年度 10 月以降に補助金申請可

<要件見直し後>

・大規模改修補助金の交付を受けて大規模改修工事を実施した年度から起算して **10 年を 1 タームに設定**

・**1 タームの間に、補助金を 2 回までに分けて申請可能**

（例）令和 8 年度に 200 万円で 1 回目の改修、令和 16 年度に 400 万円で 2 回目の改修を行う場合

改修した年度 (R8 年度)	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目	6 年目	7 年目	8 年目	9 年目 (R16 年度)	10 年目	11 年目 (R18 年度) 以降 新たなターム スタート可
1 回目 改修								2 回目 改修		※次の 10 年の 起点は 2 ターム 目の 1 回目改修 実施年度とする
補助金 200 万円								補助金 400 万円		

【令和 8 年度から過去 10 年以内（H29～R7 の間）に大規模改修補助金を活用した校区】

補助金を上限額の 600 万円まで活用していない場合は、1 タームの期間内で残額（補助上限額-補助額）を活用することができます。